

大子町規則第 4 号

大子町医師修学資金貸与条例施行規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 7 日

大子町長 高 梨 哲 彦

大子町医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大子町医師修学資金貸与条例（令和 3 年大子町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 1 4 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(貸与の申請)

第 3 条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医師修学資金貸与申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、その書類の一部を省略することができる。

(1) 応募理由書（様式第 2 号）

(2) 誓約書（様式第 3 号）

(3) 大学に在学することを証する書類（医学課程に在学する者（以下「在学者」という。）に限る。）

(4) 受験予定先届出書（様式第 4 号）（在学者を除く。）

(5) 履歴書（写真を貼付したもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第 4 条 条例第 6 条の連帯保証人は、独立の生計を営み、利息を含めた修学資金の返還の責任を負うことができる資力を有する成人でなければならない。

2 申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち 1 人は、法定代理人でなければならない。

3 民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 4 6 5 条の 2 に規定する連帯保証人に対する極度額は、条例第 4 条に規定する修学就業資金の貸付限度額の範囲内とする。

(貸与の可否の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次条で定める修学資金貸与審査委員会において、書類によるほか必要に応じて面接等による審査を行い、修学資金の貸与の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により修学資金の貸与の可否を決定したときは、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(1) 在学者で貸与を決定した者 修学資金貸与承認決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)

(2) 医学課程に在籍していない者で医学課程に合格した場合に貸与を決定する者(以下「貸与仮決定者」という。) 修学資金貸与承認仮決定通知書(様式第6号)

(3) 貸与を認めなかった者 修学資金貸与承認(不承認)決定通知書

(修学資金貸与審査委員会)

第5条の2 修学資金貸与審査委員会(以下この条において「委員会」という。)は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副町長

(2) 教育長

(3) 総務課長

(4) 健康増進課長

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は副町長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集する。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 委員会の庶務は、健康増進課において処理する。

(貸与仮決定者の貸与承認決定等)

第6条 貸与仮決定者は、医学課程に合格し、進学先が決定した場合にあっては入学先決定届出書(様式第7号)に、医学課程に合格できなかった場合にあっては修学資金貸与

申請取下げ届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、仮決定を受けた年度の3月31日までに町長に届け出なければならない。

(1) 進学する大学の合格通知書の写し

(2) 入学金等の領収書の写し（条例第4条第2号に規定する入学金に相当する額（以下「入学一時金」という。）の貸与を希望する者に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の入学先決定届出書の提出を受け、貸与を決定した場合は、決定通知書により当該貸与仮決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る修学資金の貸与の仮決定は、なされなかったものとみなす。

（貸与の辞退及び取消し等）

第7条 第5条第2項第1号及び第6条第2項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「貸与予定者」という。）は、貸与契約を締結する前に貸与を辞退するときは、直ちに修学資金貸与辞退届出書（様式第9号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、貸与予定者が偽りその他不正の手段により修学資金の貸与決定を受けたときは、貸与の決定を取り消し、修学資金貸与決定取消通知書（様式第10号）により当該貸与予定者に通知するものとする。

3 町長は、貸与仮決定者が正当な理由なく前条に規定する入学先決定届出書及び添付書類の提出をしないときは、貸与を辞退したものとみなす。

（貸与の契約）

第8条 貸与予定者は、遅滞なく修学資金貸与契約書（様式第11号）により貸与契約を締結するものとする。

2 貸与予定者及び連帯保証人（以下「貸与予定者等」という。）は、前項の貸与契約を締結するときは、貸与予定者等の印鑑登録証明書、同意書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。ただし、貸与予定者が未成年のときは、貸与予定者の印鑑登録証明書は不要とする。

（修学資金の貸与方法）

第9条 修学資金のうち、条例第4条第1号に定める額の貸与は、4月分から6月分までを5月に、7月分から9月分までを7月に、10月分から12月分までを10月に、1月分から3月分までを1月に行うものとする。ただし、町長が特別の事情があると認め

るときは、この限りでない。

2 修学資金のうち、入学一時金の貸与は、前項に規定する5月の貸与に併せて行うものとする。

3 修学資金の貸与は、修学生が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(届出義務)

第10条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届出書を町長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合 氏名(住所)変更届(様式第13号)

(2) 修学資金の貸与を辞退する場合 修学資金貸与辞退届(様式第9号)

(3) 退学し、休学し、又は停学の処分を受けたとき 退学(休学・停学)届(様式第14号)

(4) 復学した場合 復学届(様式第15号)

(5) 大学を卒業した場合 卒業届(様式第16号)

(6) 医師免許証を取得した場合 医師免許取得届(様式第17号)

(7) 医師として町内医療機関に勤務を開始した場合 勤務開始届出書(様式第18号)

(8) 従事期間が貸与期間に相当する期間に達する前に町内医療機関を退職した場合 退職届出書(様式第19号)

2 修学生は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに連帯保証人変更届(様式第20号)により町長に届け出なければならない。

3 修学生が死亡したときは、その者の親族(成年者に限る。)又は連帯保証人は、遅滞なく死亡届(様式第21号)にその事由を証する書類を添えて、町長に届け出なければならない。

(貸与契約の解除)

第11条 町長は、条例第7条の規定により修学資金の貸与契約を解除したときは、修学資金貸与契約解除通知書(様式第22号)により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の停止等)

第12条 町長は、条例第9条の規定により修学資金の貸与を停止し、又は一時保留した

ときは、修学資金貸与停止（一時保留）通知書（様式第23号）により修学生及び連帯保証人に通知するものとする。

（借用証書）

第13条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額について、連帯保証人と連署した修学資金借用証書（様式第24号）を町長に提出しなければならない。

(1) 貸与期間が満了したとき。

(2) 条例第7条の規定により貸与契約が解除されたとき。

（返還の方法等）

第14条 条例第10条第1項に規定する修学資金の返還は、町長が発行する納付書により一括して行うものとする。

2 条例第10条第1項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して修学資金を返還することを希望する者は、修学資金返還方法変更申請書（様式第25号）により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還方法の変更の可否を決定し、修学資金返還方法変更承認（不承認）決定通知書（様式第26号）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 条例第10条第2項に規定する規則で定める割合は、10%とする。

（督促）

第15条 町長は、修学生又は連帯保証人が納期限までに返還すべき金額を納入しないときは、期限を指定して、納期限後30日以内に督促状（様式第27号）を発するものとする。

2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

（連帯保証人に対する履行の請求）

第16条 町長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2第1号の規定により連帯保証人に対し履行の請求をするときは、連帯保証債務履行請求書（様式第28号）により行うものとする。

2 前項の請求をするときは、大子町財務規則（昭和40年大子町規則第5号）に規定する納付書を添付するものとする。

(返還の猶予の申請)

第17条 条例第11条に規定する修学資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該猶予の事由が発生した日から15日以内に、修学資金返還猶予申請書(様式第29号)に当該事由を証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還債務の履行を猶予することの可否を決定し、修学資金返還猶予承認(不承認)決定通知書(様式第30号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第18条 条例第12条の規定により修学資金の返還債務を免除する場合の従事期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 前項の場合において、従事期間中に休職又は停職の期間(職務又は通勤に起因する休職の期間を除く。)があるときは、当該従事期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(一部免除することができる返還債務の額)

第19条 条例第12条第2項の規定により一部免除することができる返還債務の額は、当該返還債務の総額に従事期間を乗じて得た額を修学資金の貸与を受けた期間で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(返還の免除の申請等)

第20条 条例第12条の規定により修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(様式第31号)に当該事由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還債務の免除の可否を決定し、修学資金返還免除承認(不承認)決定通知書(様式第32号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

修学資金貸与申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
連帯保証人(申請者が未成年の場合は法定代理人)  
住所  
氏名 印  
連帯保証人  
住所  
氏名 印

修学資金の貸与を受けたいので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日
	在籍大学の名称等	名称	学部	在籍学年	
		大学 高等学校	学部 学科	年 年	
	※大学に在籍していない者については、高等学校名及び学科を記載すること。				
	現住所	〒	電話番号		
	帰省先の住所	〒	電話番号		
連帯保証人	フリガナ氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日
	現住所	〒	電話番号	申請者との関係	
連帯保証人	フリガナ氏名	性別	男・女	生年月日	年 月 日
	現住所	〒	電話番号	申請者との関係	
貸与希望期間		年 月から 年 月まで			
他の修学資金等の貸与の有無		有・無	入学一時金の貸与の希望の有無（受験予定者のみ）		有・無



誓約書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住所  
氏名 印  
連帯保証人(申請者が未成年の場合は法定代理人)  
住所  
氏名 印  
連帯保証人  
住所  
氏名 印

私は、大子町医師修学資金貸与条例に基づく修学資金を受けることが決定したときは、同条例及び同条例施行規則を遵守し、将来、大子町の医療機関において医師の業務に従事することを誓約します。

なお、修学資金の返還事由が生じたときは、大子町長の指定する期日までに修学資金及びその利息を返還するとともに、連帯保証人においては、 円を極度額として本人と連帯し、返還債務を履行することを保証します。

様式第4号様（第3条関係）

受験予定先届出書

年 月 日

大子町長 様

届出者 氏名

印

大子町医師修学資金貸与条例施行規則第3条の規定により、次のとおり大学受験に係る受験先について届け出ます。

受験予定先一覧

番号	優先 順位	推薦 一般	大学名	入試日	入学試験 結果発表日	入学金 支払期限
1			( 学部)			
2			( 学部)			
3			( 学部)			
4			( 学部)			
5			( 学部)			
6			( 学部)			
7			( 学部)			

備考1 推薦一般の欄については、推薦入試，一般入試の別を記入すること。

2 大学名の欄には学部名も記入すること。

年 月 日

様

大子町長

印

修学資金貸与承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で申請のあった修学資金の貸与については，次のとおり決定したので，大子町医師修学資金貸与条例施行規則第5条又は第6条の規定により通知します。

1 承認する

貸与番号	年度 第 号	
貸与予定者氏名		
貸与金額	月 額	円
	入学一時金	円
連帯保証人が支払の責任を負う極度額	円	
貸与期間	年 月から 年 月まで	

2 承認しない

理由

年 月 日

様

大子町長



修学資金貸与承認仮決定通知書

年 月 日付で申請のあった修学資金の貸与については、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第 5 条の規定により、承認することに仮決定したので通知します。

なお、この決定は仮の決定であり、医学課程に合格し、入学先を決定した場合に限り、貸与の決定を行います。

1 医学課程に合格し、 入学先を決定したと きの手続	速やかに入学先決定届出書（様式第 7 号）に次の書類を添えて届出をしてください。  (1) 進学する大学の合格通知書の写し  (2) 入学金等の領収書の写し（入学一時金の貸与を希望する者に限る。）  (3) その他、町長が必要と認める書類
2 医学課程に合格し なかったときの手続	速やかに修学資金貸与申請取下げ届（様式第 8 号）により、届出をしてください。

入学先決定届出書

年 月 日

太子町長 様

届出者 氏名

印

大学の医学課程の入学先を決定しましたので、太子町医師修学資金貸与条例施行規則第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 入学先

大学の名称等	大学	学部	学科
所在地			
連絡先			

2 添付書類

- (1) 進学する大学の合格通知書の写し
- (2) 入学金等の領収書の写し（入学一時金の貸与を希望する者に限る。）
- (3) その他、町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 6 条関係）

修学資金貸与申請取下げ届

年 月 日

太子町長 様

届出者	住所	
	氏名	印
連帯保証人(申請者が未成年の場合は法定代理人)	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

修学資金の貸与申請を取り下げたいので、太子町医師修学資金貸与条例施行規則第 6 条の規定により、届け出ます。

取下げの理由

様式第9号（第7条，第10条関係）

修学資金貸与辞退届出書

年 月 日

大子町長 様

届出者 住所  
氏名 印  
連帯保証人(申請者が未成年の場合は法定代理人)  
住所  
氏名 印  
連帯保証人  
住所  
氏名 印

修学資金の貸与を辞退したいので，大子町医師修学資金貸与条例施行規則第7条又は第10条の規定により，次のとおり届け出ます。

貸与番号	年度 第 号	
貸与予定者又は修学生の氏名		
貸与金額	月 額	円
	入学一時金	円
貸与期間	年 月から 年 月まで	
辞退する理由		

年 月 日

様

大子町長



修学資金貸与決定取消通知書

年 月 日付けで決定した修学資金の貸与については、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第7条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

貸与番号	年度 第 号	
貸与予定者氏名		
貸与金額	月 額	円
	入学一時金	円
貸与期間	年 月から 年 月まで	
取消しの理由		

修学資金貸与契約書

収入印紙  
貼 付

大子町長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、大子町医師修学資金貸与条例（令和 3 年大子町条例第 1 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、修学資金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

（貸与）

第 1 条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を貸与するものとする。

- (1) 修学資金 月額 円  
入学一時金 円
- (2) 貸与期間 年 月から 年 月まで

(3) 貸与の時期

貸与の対象期間	貸与の時期
4 月から 6 月分	5 月
7 月から 9 月分	7 月
1 0 月から 1 2 月分	1 0 月
1 月から 3 月分	1 月

2 修学資金には、貸与を受けた修学資金の総額につき、当該修学資金の貸与を受けた日から最後に修学資金の貸与を受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年当たり利息制限法（昭和 2 9 年法律第 1 0 0 号）に規定する利息の制限の範囲内において、大子町医師修学資金貸与条例施行規則（令和 3 年大子町規則第 4 号。以下「規則」という。）で定める割合で計算した利息を付すものとする。

3 修学資金の交付は、口座振替の方法により行うものとする。

（貸与の停止等）

第 2 条 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

2 甲は、乙が留年（一の学年の過程を再度履修することをいう。以下同じ。）をした

ときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。

3 甲は、乙が正当な理由がなく条例第8条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となり卒業の見込みがないと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (5) 修学資金の貸与を辞退したとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により修学資金の貸与を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して30日以内に、貸与を受けた修学資金の総額に第1条第2項に規定する利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 前条の規定により、貸与契約が解除されたとき。

(遅延損害金)

第5条 乙は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき、大子町税外諸収入の延滞金徴収条例（昭和51年大子町条例第18号）に規定する延滞金の割合に準じた割合により算出した金額に相当する遅延損害金を加算して支払わなければならない。

(返還の猶予)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師免許を取得しようとする場合 医学課程を修了した日の属する月の翌月の初

日から臨床研修を開始した日の属する月の前月の末日までの期間。ただし、医学課程の修了後、医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第11条第1号又は第3号の規定による医師国家試験受験資格認定を受ける者にあつては2年を、法第12条の規定による医師国家試験予備試験受験資格認定を受ける者にあつては4年を限度とする。

(2) 臨床研修又は専門研修を受けている場合 当該臨床研修又は専門研修を開始した日の属する月の初日から当該臨床研修又は専門研修を修了した日の属する月の末日までの期間

(3) 町内の医療機関に医師として採用され、業務に従事している場合 当該業務に従事した日の属する月の初日から当該業務に従事しなくなった日の属する月の末日までの期間

(4) 前各号に掲げるもののほか、災害、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することが困難であると甲が認める場合 町長が必要と認める期間  
(返還の免除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除することができる。

(1) 医師の免許を取得し、臨床研修又は専門研修を終了後、町内の医療機関に医師として従事し、その従事した期間（以下「従事期間」という。）が引き続き貸与期間に相当する期間（貸与期間が3年未満のときは3年）に達したとき。

(2) 従事期間中に死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金の返還をすることができなくなったと甲が認めるとき。

(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、この契約による乙の甲に対する債務について、極度額 円  
の範囲内で乙と連帯してその履行をする責任を負うものとする。

2 乙は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があつたときは、直ちに規則第10条に規定する連帯保証人変更届を甲に提出しなければならない。

(契約の履行)

第9条 前各条に定めるもののほか、乙は、条例及び規則の定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指示するところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印のうえ、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県久慈郡大子町  
大子町長 印

乙 住所  
氏名 印又は実印  
(成年者の場合は実印)

連帯保証人 住所  
氏名 実印

連帯保証人 住所  
氏名 実印

備考1 乙が未成年の場合は、連帯保証人のうち1人は法定代理人が記名押印すること。

2 乙（未成年の場合を除く。）及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出すること。

同 意 書

大子町長 様

次に署名のある者は、次の修学生に係る修学資金の貸与及び返還のため、大子町長が必要があると認めるときに、修学生、修学生の世帯員及び連帯保証人の財産、収入、就労状況、町税等の納付状況及び居所等の各種調査について、町長が官公署、金融機関、雇主その他関係人等に依頼し、回答を求めることに同意します。

年 月 日

申請者 (申請者が成年者の場合は実印)	フリガナ 氏名 本籍 現住所 生年月日	年 月 日	印又は実印
連帯保証人	フリガナ 氏名 本籍 現住所 生年月日 続柄 申請者の ( )	年 月 日	実印
連帯保証人	フリガナ 氏名 本籍 現住所 生年月日 続柄 申請者の ( )	年 月 日	実印

備考 修学生が未成年の場合は、連帯保証人のうち 1 人は法定代理人が署名すること。

様式第13号（第10条関係）

氏名（住所）変更届

年 月 日

太子町長 様

届出者 住所

氏名

印

次のとおり氏名（住所）を変更したので、太子町医師修学資金貸与条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

貸与番号		年度 第 号	
新	フリガナ 住 所	〒	電話番号
	フリガナ 氏 名		実印
旧	フリガナ 住 所	〒	電話番号
	フリガナ 氏 名		印
変更年月日		年 月 日	
変更理由			

備考 実印に変更がある場合は、新しい実印の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第14号（第10条関係）

退学（休学・停学）届

年 月 日

太子町長 様

届出者 住所

氏名

印

次のとおり退学した（休学した・停学の処分を受けた）ので、太子町医師修学資金貸与  
条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

貸与番号	年度 第 号
退学年月日	年 月 日
休学（停学）期間	年 月 日から 年 月 日まで
理由	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
大学所在地	
大学名	
学長氏名 印	

様式第15号（第10条関係）

復学届

年 月 日

大子町長 様

届出者 住所

氏名

印

次のとおり復学したので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

貸与番号	年度 第 号
復学年月日	年 月 日
休学（停学）期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
大学所在地	
大学名	
学長氏名	印

様式第16号（第10条関係）

卒業届

年 月 日

大子町長 様

届出者 住所

氏名

印

次のとおり卒業したので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第10条の規定により  
届け出ます。

貸与番号	年度 第 号
卒業年月日	年 月 日

備考 卒業証明書の写しを添付すること。

様式第 17 号（第 10 条関係）

医師免許取得届

年 月 日

大子町長 様

届出者 住所

氏名

印

次のとおり医師免許を取得したので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第 10 条の規定により届け出ます。

貸与番号	年度 第 号
医師登録番号	
登録年月日	年 月 日

備考 医師免許証の写しを添付すること。

様式第18号（第10条関係）

勤務開始届出書

年 月 日

太子町長 様

届出者 住所

氏名

印

次のとおり医師として町内医療機関での勤務を開始したので、太子町医師修学資金貸与  
条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

貸与番号	年度 第 号	
修学生氏名		
勤務先医療機関	名称	
	所在地	〒 電話番号
勤務開始年月日	年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
勤務先医療機関の長 印		

備考 臨床研修修了証（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第17条第2項に規定する臨床研修修了証をいう。）  
の写しを添付すること。

様式第19号（第10条関係）

退職届出書

年 月 日

太子町長 様

届出者 住所

氏名

印

次のとおり町内医療機関を退職したので、太子町医師修学資金貸与条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

貸与番号	年度 第 号	
修学生氏名		
退職医療機関	名称	
	所在地	〒 電話番号
勤務開始年月日	年 月 日	
上記のとおり相違ないことを証明します。		
年 月 日		
勤務先医療機関の長		印

連帯保証人変更届

年 月 日

大子町長 様

届出者 住所

氏名

印

次のとおり連帯保証人又は連帯保証人の氏名若しくは住所を変更したいので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

貸与番号		年度 第 号	
新	フリガナ	〒	電話番号
	住所		
	フリガナ	実印	
	氏名		
生年月日			
本人との関係			
旧	フリガナ	〒	電話番号
	住所		
	フリガナ	印	
	氏名		
生年月日			
本人との関係			
変更年月日		年 月 日	
変更理由			

備考 新しい連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。

様式第 2 1 号（第 1 0 条関係）

死亡届

年 月 日

大子町長 様

届出者 住所

氏名 印

死亡者との関係（ ）

次のとおり修学生が死亡したので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第 1 0 条の規定により届け出ます。

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
死亡年月日	年 月 日

備考 死亡診断書又は戸籍抄本を添付すること。

様式第 2 2 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

修学生 様

（連帯保証人）

太子町長



修学資金貸与契約解除通知書

次のとおり修学資金の貸与契約を解除したので、太子町医師修学資金貸与条例施行規則第 1 1 条の規定により通知します。

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
契約解除年月日	年 月 日
契約解除する修学資金	年 月分以降の修学資金
契約解除の理由	

様式第 2 3 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

修学生 様

（連帯保証人）

太子町長



修学資金貸与停止（一時保留）通知書

次のとおり修学資金の貸与契約を停止（一時保留）したので、太子町医師修学資金貸与  
条例施行規則第 1 2 条の規定により通知します。

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
貸与停止（一時保留） 年月日	年 月 日
貸与停止（一時保留） する修学資金	年 月分以降の修学資金
貸与停止（一時保留） の理由	

様式第24号（第13条関係）

修学資金借用証書

年 月 日

大子町長 様

修学生 住所  
氏名 印又は実印  
(成年者の場合は実印)

連帯保証人 住所  
氏名 実印

連帯保証人 住所  
氏名 実印

次のとおり大子町医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金を借用しました。

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
借用金額	金 円
内 訳	修学資金 円 ※入学一時金を除いた額を記入すること。
	入学一時金 円
	利息 円
借用期間	年 月から 年 月まで ( 年 月から 年 月までを除く か月分)

備考 実印に変更がある場合は、新しい実印の印鑑登録証明書を提出すること。

様式第 25 号（第 14 条関係）

修学資金返還方法変更申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住所

氏名

印又は実印

（成年者の場合は実印）

次のとおり修学資金の返還の方法を変更したいので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第 14 条の規定により申請します。

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
貸与期間	年 月から 年 月まで ( 年 月から 年 月までを除く 年 か月分)
貸与を受けた総額 (A)	金 円
利息額 (B)	金 円
返還免除額 (C)	金 円
返還金額 (A + B - C)	金 円
変更の区分	<input type="checkbox"/> 返還期限の変更 <input type="checkbox"/> 返還方法の変更 (分割返還)
変更後の返還期限	年 月 日
分割返還により 納付する額	月 賦 円
	半年賦 円
分割返還を行う期間	年 月から 年 月まで
分割返還の納付予定日	月 賦 毎月 日
	半年賦 1 月及び 7 月の 日
変更の理由	

年 月 日

修学生 様

太子町長



修学資金返還方法変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還方法の変更については、次のとおり決定したので、太子町医師修学資金貸与条例施行規則第14条の規定により通知します。

1 承認する

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
返還金額	金 円
変更の区分	<input type="checkbox"/> 返還期限の変更 <input type="checkbox"/> 返還方法の変更（分割返還）
変更後の返還期限	年 月 日
分割返還により 納付する額	月 賦 円
	半年賦 円
分割返還を行う期間	年 月から 年 月まで
分割返還の納付予定日	月 賦 毎月 日
	半年賦 1月及び7月の 日

2 承認しない

理由

第 号  
年 月 日

修学生 様

（連帯保証人）

太子町長



督促状

太子町医師修学資金貸与条例に基づき貸与した修学資金について、次のとおり未納となっていますので、太子町医師修学資金貸与条例施行規則第 15 条の規定により督促します。同封の納付書を持参の上、指定の納入場所にて、指定期限までに納入願います。

貸与番号	年度 第 号	
修学生	住 所	
	氏 名	
返還すべき金額のうち未納額（入学一時金を含む。）	修学資金の返還金額	金 円
	利 息	金 円
	合 計	円
納期限	年 月 日	
遅延損害金	金	円
指定期限	年 月 日	

第 号  
年 月 日

様

太子町長



## 連帯保証債務履行請求書

次の債務者の修学資金に係る債務について、履行期限が経過したため債務者に対し督促をしましたが、まだ納入がありませんので、太子町医師修学資金貸与条例施行規則第 16 条の規定により連帯保証債務の履行を請求します。

なお、連帯保証債務履行期限までに履行されないときは、法令の定めるところにより強制執行等の手続をとることになります。

債務者 (修学生)	住所		
	氏名		
債権名	年度修学資金の返還債務		
修学資金の返還金額 (入学一時金を含む。)	金	円	
付帯債権	利息	金	円
	遅延損害金	金	円
	合計	金	円
履行期限	年 月 日	督促状により 指定した期限	年 月 日
連帯保証債務の履行期限	年 月 日		
納入場所			
その他必要な事項			

様式第 29 号（第 17 条関係）

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住所  
氏名

印又は実印

次のとおり修学資金の返還の猶予を受けたいので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第 17 条の規定により申請します。

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
貸与金額	金 円
返還猶予申請額	金 円
返還猶予の期間	年 月から 年 月まで
猶予申請理由	

備考 上記理由を証する書類を添付すること。

年 月 日

様

大子町長



修学資金返還猶予承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還債務の履行の猶予については、次のとおり決定したので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第17条の規定により通知します。

1 承認する

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
貸与金額	金 円
返還猶予決定額	金 円
返還猶予の期間	年 月から 年 月まで
猶予事由	条例 第 条 第 号 該当

2 承認しない

理由

様式第 3 1 号（第 2 0 条関係）

修学資金返還免除申請書

年 月 日

大子町長 様

申請者 住所  
氏名

印又は実印

次のとおり修学資金の返還の免除を受けたいので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第 2 0 条の規定により申請します。

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
貸与金額	金 円
免除申請額	金 円
従事期間	年 月から 年 月まで
休職の有無 及びその期間	
免除事由	

備考 免除事由に該当することを証する書類を添付すること。

年 月 日

様

大子町長



修学資金返還免除承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった修学資金の返還債務の免除については、次のとおり決定したので、大子町医師修学資金貸与条例施行規則第20条の規定により通知します。

1 承認する

貸与番号	年度 第 号
修学生氏名	
貸与金額（A）	金 円
返還免除額（B）	金 円
今後の返還金額 （A－B）	年 月から 年 月まで
免除事由	条例 第 条 第 号 該当

2 承認しない

理由